平成２４年（フ）第２５５号
茨城県下妻市小島34番地　内田ハイツ101号室、前住所茨城県水戸市見川町2563番地の68
債務者　畠山　直紀
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２５７号
茨城県古河市東諸川909番地７　秋山ハイツ101号
債務者　坂本　順子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２６５号
茨城県古河市鴻巣678番地２　シティハイムフローレンスⅢ105号
債務者　西田　幸子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１１５号
富山県高岡市佐野1160番地２　コーポ21.202号
債務者　中島　修治
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第４８９号
兵庫県加古川市野口町長砂559番地の１
債務者　濱崎　祐子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４９８号
兵庫県姫路市西中島57番地
債務者　岡田　英幸
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４９９号
兵庫県姫路市砥堀147番地１　市営砥堀東住宅２棟225号、従前の住所兵庫県姫路市砥堀140番地５
債務者　舩木　勝巳
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５０１号
兵庫県姫路市網干区高田351番地１　龍力寮６号
債務者　薬師寺新一
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９８８号
広島市南区仁保新町１丁目８番43―303号
債務者　平川　奈緒
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０６３号
広島県廿日市市福面２丁目18番８号
債務者　福嶋　　亮
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９１号
鹿児島県鹿児島市坂之上２丁目12番15号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市下福元町8016番地３
債務者　白澤　　悟
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３９８号
鹿児島県鹿児島市中央町28番地10　ハイツ仮屋503号
債務者　柳元順一郎
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４０５号
鹿児島県鹿児島市東谷山３丁目13番16号　コーポるり花201号
債務者　田上　仁史
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４０８号
鹿児島県鹿児島市紫原５丁目15番12号　ホウワビル201号、申立時住所鹿児島県鹿児島市新屋敷町16番1619号　公社ビル1619号
債務者　上原　朱里
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４１１号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4450番地
債務者　西ノ原健一
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４２５号
鹿児島県鹿児島市甲突町22番36号
債務者　川﨑　広秋
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４３３号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目53番10号　中央ビル203号
債務者　西ノ原サチ子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係